8　各国が両国際刑事裁判所に協力する義務、特に、不当に遅延することなく、被告人の所在、逮捕、拘禁、引渡し及び移送に関する支援要請に従う義務を想起する。

9　全ての国が、この決議及びメカニズム規程に従ってメカニズムに十分に協力すること、その結果、メカニズム規程に従ってメカニズムが発出する支援要請又は命令に従う義務を含め、全ての国がこの決議及びメカニズム規程の諸規定を実施するために必要なあらゆる措置を自国の国内法の下でとることを決定する。

10　全ての国、特に逃亡者が逃亡していると疑われる国に対し、特に全ての残存する逃亡者の逮捕及び引渡しを可能な限り早期に達成するため、必要に応じて、両国際刑事裁判所及びメカニズムとの協力を更に強化し、また、両国際刑事裁判所及びメカニズムに対しあらゆる必要な援助を提供するよう要請する。

11　両国際刑事裁判所及びメカニズムに対し、犯罪に対して最も責任があると疑われる最上級の指導者が関与しない事件を、それぞれの規程並びに手続及び証拠に関する規則に従って、権限のある国家の裁判権に付託するために、積極的にあらゆる努力を行うよう要請する。

12　全ての国に対し、両国際刑事裁判所及びメカニズムから付託された事件を受け入れるために、最大限協力するよう要請する。

13　事務総長に対し、この決議を実施すること、また1の規定に定める最初の開始日からのメカニズムの効果的な任務の遂行のために実際的な措置をとること、特に、メカニズム規程に定めるメカニズムの裁判官名簿の選択のための手続を二千十一年六月三十日までに開始することを要請する。

14　事務総長に対し、安全保障理事会と協議の上、1の規定に定める最初の開始日の前に、両国際刑事裁判所及びメカニズムの公文書館に関する情報セキュリティ及びアクセス制度を準備することを要請する。

15　両国際刑事裁判所及びメカニズムに対し、旧ユーゴスラビア諸国及びルワンダ並びに関係団体と協力し、両国際刑事裁判所及びメカニズムの公文書館の公的記録の写しへのアクセスを提供する（国際刑事裁判所及びメカニズムのウェブサイトを通じての提供を含む。）ことによって、情報文書センターの設立を促進することを要請する。

16　メカニズムの所長に対し、安全保障理事会及び総会に年次報告を提出すること、また、メカニズムの活動の進展に関し、メカニズムの所長及び検察官に対し、安全保障理事会に六か月ごとの報告を提出することを要請する。

17　メカニズムは、1の規定に定める最初の開始日から当初四年の間活動すること、また、この当初期間の終了の前までに及びその後は二年ごとに、メカニズムの活動（その任務の完了に関する活動を含む。）の進展について検討することを決定し、更に、安全保障理事会が別段の決定をしない限り、メカニズムはそのような検討の度にその後二年の間活動し続けることを決定する。

18　メカニズムの活動が完了するときに、メカニズムの残存する残余任務の遂行のための方法について決定する理事会の意図を強調する。

19　本問題に引き続き関与することを決定する。

附属書1　両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズム（ＩＲＭＣＴ）規程

前文

両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズム（以下「メカニズム」という。）は、千九百九十一年以後旧ユーゴスラビアの領域内で行われた国際人道法に対する重大な違反について責任を有する者の訴追のための国際裁判所（以下「ＩＣＴＹ」という。）及び千九百九十四年一月一日から同年十二月三十一日までにルワンダの領域内で行われた集団殺害その他の国際人道法に対する重大な違反について責任を有する者及び千九百九十四年一月一日から同年十二月三十一日までに近隣諸国の領域内で行われた集団殺害その他の国際人道法に対する重大な違反について責任を有するルワンダ国民を訴追するための国際刑事裁判所（以下「ＩＣＴＲ」という。）の残余任務を遂行するために国際連合憲章第七章の下に行動する安全保障理事会によって設置され、この規程に従って任務を遂行する。

第一条　メカニズムの権限

1　メカニズムは、ＩＣＴＹ規程の第一条から第八条まで及びＩＣＴＲ規程の第一条から第七条まで（注）に規定するＩＣＴＹ及びＩＣＴＲの事項的、領域的、時間的及び人的管轄権を保持し、また、この規程の規定に従うことを条件として、ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲの権利及び義務を保持する。

（注）ＩＣＴＹ規程（Ｓ／ＲＥＳ／八二七（千九百九十三年）並びにＳ／二五七〇四附属書及びＡｄｄ．一七六五八（千九百九十三年）の第一条から第八条まで及びＩＣＴＲ規程（Ｓ／ＲＥＳ／九五五（千九百九十四年）付属書）の第一条から第七条までを参照。

2　メカニズムは、この規程の規定に従って、訴追された犯罪の重大性及び被告人の責任の程度を考慮し、この条の1が対象とする犯罪に対して最も責任があると疑われる最も上席の指導者の中でＩＣＴＹ又はＩＣＴＲによって起訴された者を訴追する権限を有する。

3　メカニズムは、この規程の規定に従って、この条の2が対象とする最も上席の指導者の中には含まれないＩＣＴＹ又はＩＣＴＲによって起訴された者を訴追する権限を有する。ただし、メカニズムはこの規程の第六条に定める当該事件を付託するためにあらゆる合理的な努力を尽くした後にのみ、この規程の規定に従って、そのような者を自ら裁判することができる。

4　メカニズムは、この規程の規定に従って、以下の権限を有する。

(a)　メカニズム又は両国際刑事裁判所による裁判の運営を、事情を知りながら故意に妨害する又は妨害した者を訴追すること。また、そのような者を法廷侮辱罪に問うこと。

(b)　メカニズム又は両国際刑事裁判所において、事情を知りながら故意に虚偽の証言を行う又は行った者を訴追すること。

メカニズムは、そのような者の訴追を行う前に、司法の利益及び便宜性を考慮して、この規程の第六条に従って当該事件を国家の当局に付託することを考慮する。

5　メカニズムは、この条が対象とする者以外の者に対するいかなる新しい起訴状も発出する権限を有しない。

第二条　メカニズムの任務

メカニズムは、その活動期間中、この規程に定めるＩＣＴＹの任務及びＩＣＴＲの任務（以下「残余任務」という。）を引き続き保持する。

第三条　メカニズムの構造及び所在地

メカニズムは二つの支部を有し、一つはＩＣＴＹのための支部とし、一つはＩＣＴＲのための支部とする。ＩＣＴＹのための支部の所在地はハーグとし、ＩＣＴＲのための支部の所在地はアルーシャとする。

第四条　メカニズムの組織

メカニズムは、次の機関で構成する。

(a)　メカニズムの支部ごとに一つの第一審裁判部及びメカニズムの両支部に共通する上訴裁判部で構成する裁判部

(b)　メカニズムの両支部に共通する検察官

(c)　メカニズムの両支部に共通し、裁判部及び検察官を含むメカニズムのための事務的役務を提供する書記局

第五条　管轄権の競合

1　メカニズム及び国内裁判所は、この規程の第一条が対象とする者を訴追する管轄権を競合して有する。

2　メカニズムは、この規程に従って、国内裁判所に優越する。メカニズムは、この規程の第一条2が対象とする者が関係する手続のいかなる段階においても、国内裁判所に対し、この規程並びにメカニズムの手続及び証拠に関する規則に従って、メカニズムの権限にゆだねることを正式に要請することができる。

第六条　事件の国家管轄権への付託

1　メカニズムは、この規程の第一条3が対象とする者が関係する事件を、この条の2及び3に従って国家の当局に付託する権限を有し、そのためにあらゆる努力を行う。また、メカニズムは、この規程の第一条4が対象とする者が関係する事件を付託する権限を有する。

2　起訴が確認された後で、かつ、公判の開始前に、被告人がメカニズムによって拘留されているか否かにかかわらず、所長は、当該事件を以下の国の当局に付託すべきか否かを決定する第一審裁判部を指定することができる。

(i)　その領域内で当該犯罪が行われた国

(ii)　被告人が逮捕された国

(iii)　管轄権を有し、かつ、当該事件を受け入れる意思及び十分な用意があって、当局が当該国内での公判のために適当な裁判所に当該事件を直ちに付託する国

3　この規程の第一条3が対象とする者が関係する事件をこの条の2に従って付託するか否かを決定するに当たり、第一審裁判部は、安全保障理事会決議第千五百三十四号（二千四年）に適合する形で、訴追されている犯罪の重大性及び被告人の責任の程度を考慮する。

4　第一審裁判部は、検察官及び適当な場合には被告人に陳述する機会を与えた後、また、被告人が公正な公判を受けること及び死刑が科されたり執行されたりしないことが立証された後、自己の発意により、又は検察官の要請に基づき、そのような付託を命令することができる。